

児童福祉法に基づく

# 児童通所支援事業 利用の手引き

三原市 障害者福祉課

令和5年（2023年）4月

サービス利用を終了するまで、保管してください。

## (1) 児童通所支援事業とは

児童福祉法によるサービスです。

### 【対象】

原則 18 歳未満（通学中の場合、必要に応じ 20 歳まで延長可）。

かつ、身体障害または知的障害、精神障害（発達障害含む）がある手帳を所持する児童。

または、医師等の意見書によりサービスの必要性が認められた児童。

### 【サービスの種類】

#### ○未就学児

サービス名	申請要件	内容
児童発達支援	手帳所持 意見書提出	心身の障害や発達に課題のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行う
医療型 児童発達支援	肢体不自由	肢体不自由児に対し、児童発達支援及び治療を行う
居宅訪問型 児童発達支援	手帳所持 意見書提出	重度の障害等により、外出が困難な障害児に、居宅を訪問し、発達支援を行う

#### ○就学児（概ね小学 1 年生から高校 3 年生）

サービス名	申請要件	内容
放課後等 デイサービス	手帳所持 医師意見書提出	学校通学中の障害児等に対し、放課後や長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等を図る

#### ○未就学児 + 就学児

サービス名	申請要件	内容
保育所等訪問	原則 18 歳以下の者	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う

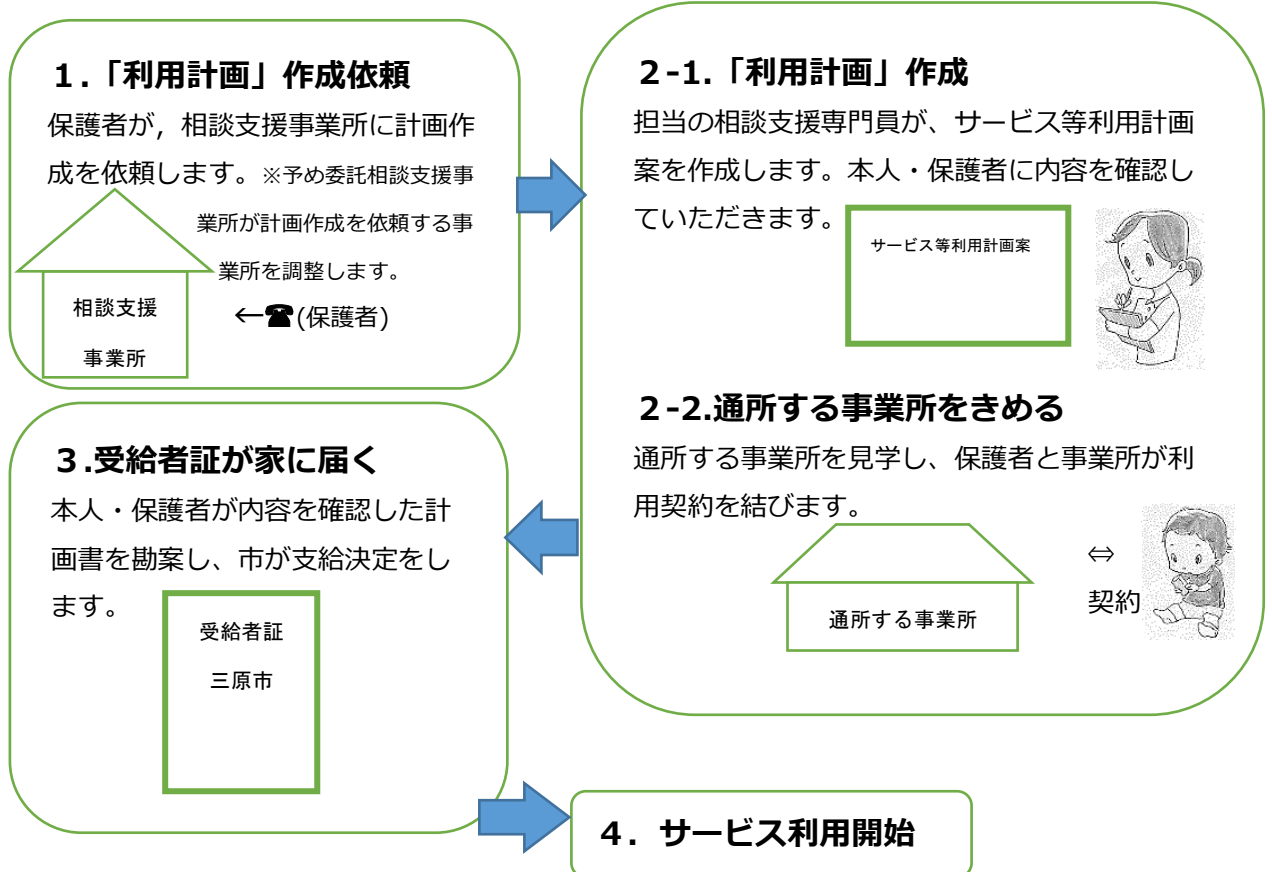
## (2) 各種申請手続きについて

### (1) 新規申請

申請場所：市役所障害者福祉課障害者福祉係または各支所の窓口

	児童発達支援	放課後等デイサービス
持つて来るもの	個人番号通知カード（保護者・対象児） 申請書（窓口で記入します） 医師等意見書 または 障害者手帳 在籍証明書（様式自由） ※国立・私立幼稚園に在籍する3歳未満児 または 市外保育所等に在籍している場合	個人番号通知カード（保護者・対象児） 申請書（窓口で記入します） 医師意見書 または 障害者手帳 学校の個別教育支援計画（様式自由）

### ●申請後 から サービス利用 まで



(2) 更新申請

1年ごとに更新手続き（原則、利用児童の誕生月末）が必要です。  
サービス利用有効期間満了の1～2か月前に案内を送付しますので、申請してください。  
必要書類については、その都度通知文書をご確認ください。

(3) 変更申請

つぎの場合、申請が必要です。

こんなとき	持って来るもの
支給量や相談支援事業所を変更する場合	受給者証
幼稚園 または 保育所 に入退所した場合 但し、年少未満児に限る	受給者証 在園証明（様式自由） ※国立・私立幼稚園 または 市外保育所
氏名・住所が変わった場合	受給者証 注）市外に転居した場合は、サービス受給資格を喪失します。受給者証を返還してください。
世帯構成員が変わった場合	受給者証

### (3) サービス利用の負担額について

#### (1) サービス利用負担額と上限額

サービス利用時の負担額は、1割の定率負担となります。

ただし、利用者負担額には上限があり、市町村民税の課税状況によって利用者ごとに異なります。また、利用事業所が別途徴収する費用が発生する場合があります。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯のうち 所得割28万円未満 <sup>(注)</sup>	4,600円
一般2	市町村民税課税世帯のうち 所得割28万円以上	37,200円

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

※満3歳になって初めての4月1日からの3年間については、児童発達支援(医療型含む)の利用料が無償化されます。

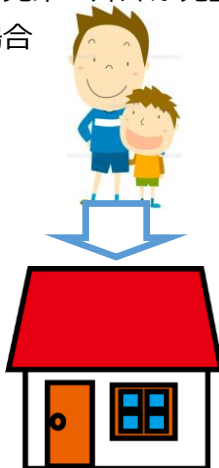
#### (2) 利用者負担額の上限管理について

兄弟姉妹が児童通所支援事業を利用している場合や、一人で複数の事業所を利用する場合は、利用者負担額を合算して月額負担上限額を超えないように管理する必要があります。

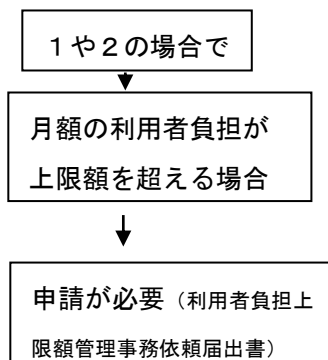
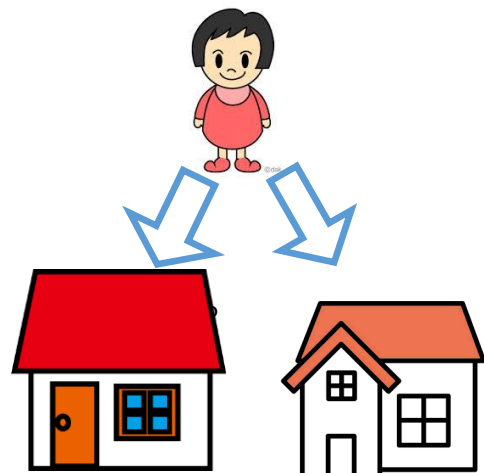
利用者負担額が月額上限負担額を超える場合は、利用者負担上限額管理事務依頼届出書の提出が必要となりますので、申し出てください。

(例)

①兄弟・姉妹が児童発達支援等を利用する場合



②一人が複数の事業所を利用する場合



## (4) 高額障害児通所支援給付費等について

世帯における利用者負担額の合計が一定の基準額を超えた場合、「高額障害児通所給付費」等が支給される制度があります。(償還払い方式)

- (例) ・本人が障害児通所支援事業と障害福祉サービスを併用している  
・同じ世帯のなかで障害福祉サービスや介護保険サービスを利用している方がいる

### (1) 合算の対象となるサービス利用負担額

法律	サービス例
児童福祉法	児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児入所支援など
障害者総合支援法	居宅介護, 短期入所, 就労継続支援など(移動支援・日中一時支援は含みません)
	補装具費
介護保険法	訪問介護, 訪問介護, 通所リハビリ, 福祉用具貸与など 但し, 障害者自立支援法に基づくサービスとの併用の場合のみ

### (2) 手続き方法

必要書類等を持参のうえ, 三原市障害者福祉課に申請してください。

- ① サービス等の領収書および利用明細書
- ② 印鑑
- ③ 受給者証
- ④ 受給者の預貯金通帳
- ⑤ 必要に応じ, 補装具支給決定通知書や高額介護サービス費支給決定通知書

### (3) 基準額

受給者証に記載されている月額上限額



## (5) 多子軽減制度

第一子が児童発達支援または幼稚園や保育所（園）などに通所している場合、第二子以降の児童が児童発達支援を利用する際の利用料が軽減される制度です。

本来は一律で1割（10%）が自己負担ですが、この制度により第二子は 5%に減額、第三子以降は無料になります。

また、児童発達支援を利用している児童の属する**世帯の市町村民税 所得割額の合算が77,101円未満の場合は**、第一子等が18歳未満であれば、第一子等が就学していても、この制度に該当します。

※非課税の世帯及び生活保護受給世帯は対象外です。

第一子が未就学児で対象になる場合	第一子等が就学児でも対象になる場合
<p>児童発達支援を利用しているAちゃん。 Aちゃんには、幼稚園に行っているBお姉ちゃんと、同じ児童発達支援を利用しているC弟くんがいます。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>この場合、Bお姉ちゃんが第一子、Aちゃんは第二子にあたります。よって、児童発達支援に係る利用料が5%に減額になります。また、Cくんは第三子にあたり、児童発達支援に係る利用料は無料になります。</p>	<p>児童発達支援を利用しているAくん。 Aくんには、<u>中学校</u>に行っているBお兄ちゃんと、生まれたばかりのC妹ちゃんがあります。 Aくんの世帯は、市町村民税 所得割額の合算が、77,101円未満です。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>この場合、Aくんは第二子にあたります。よって、児童発達支援に係る利用料は5%に減額になります。</p> <p>※以前の制度だとBお兄ちゃんは含まれず、Aくんが第一子と見なされ、多子軽減は非該当でした。</p>



## (6) 三原市児童発達支援（医療型含む）利用者負担金助成について

三原市では、児童発達支援（医療型含む）の利用者負担に対し、三原市児童発達支援利用者負担金助成事業を申請された場合、全額または半額の助成を行います。

### (1) 事業の内容

#### ① 保育所等（(4)参照）を利用している場合

⇒サービス利用定率負担分（送迎加算含む）を全額助成（端数切捨て）

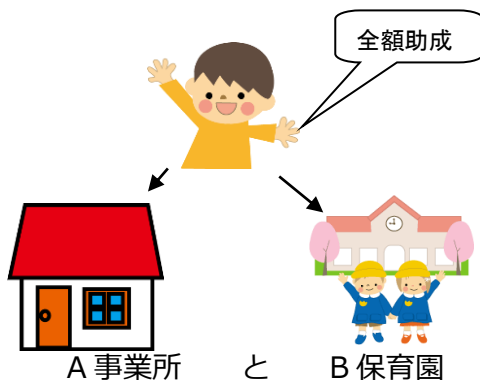
#### ② 保育所等を利用していない場合

⇒サービス利用定率負担分（送迎加算含む）を半額助成（端数切捨て）

※本来受けるべき軽減措置（多子軽減，月額負担上限額の軽減，高額障害児通所支援給付費）を受けた後の金額に対し，助成します。

※利用日数は問いません。

#### 1 保育所等を利用している場合



#### 2 保育所等を利用していない場合



### (2) 対象となる人

次の要件を満たす場合，助成対象となります。

- ① 三原市に住民票があり，三原市から児童発達支援（医療型含む）の支給決定を受けている保護者であること。
- ② 利用児童が3歳未満児であること。
- ③ 三原市児童発達支援（医療型含む）利用者負担金助成を申請し，決定を受けていること。

（児童通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除決定通知書及び受給者証の特記事項の欄に，決定内容を表示しています）

### (3) 全額助成の対象となる「保育所等」とは

- ① 児童福祉法第7条に規定する保育所



②学校教育法に規定する幼稚園

※保育所等の公立・私立，市外・市内は問いません。

※認可外の託児所等は対象となりません。

※一時保育，地域活動事業などによる保育所等の利用は対象となりません。

#### (4) 手続き方法

保育所等を入退所した場合は，速やかに「三原市児童発達支援利用者負担金助成申請書」の提出が必要です。

手続きに必要なものは次のとおりです。

①受給者証（交付済みの場合）

②在籍証明書（国立または私立の幼稚園，または市外の保育所等に在籍している場合）

※証明書の様式は特に定めていませんが，参考様式が必要な場合はお問い合わせください。

#### (5) 全額助成に関する注意事項

①全額助成の対象となるのは，保育所等に在籍し，本来払うべき保育料等を支払っていることが要件です。

所得区分や減免などにより，保育料等の負担が0円の場合も対象とします。ただし，本来支払うべき保育料等を滞納している場合は，対象としないこともあります。

②全額助成は，申請月の初日にさかのぼって対象となります。

③申請書を提出せず，全額助成を受けた後に保育所等を既に退所していることが判明した場合は，さかのぼって助成額を返還していただくことになります。

#### 【イメージ図】

利用料は1割負担、上限月額は所得により決められている。

	年少児	就学以降	18歳
半額助成 (未入所)	無償化	1割負担	
全額助成 (保育所入所)			

(例) 第2子 2歳児                      第1子 年中

↑多子軽減制度適用・三原市独自助成適用

## (7) 通所事業所一覧

### 【児童通所支援事業所】

児⇒児童発達支援 放⇒放課後等デイサービス 保⇒保育所等訪問 (R5.4 現在)

事業所名	児	放	保	電話番号	所在地
こども発達支援センター のぞみ	○	○	○	(0848)29-7800	三原市西野三丁目 8 番 18 号
児童発達支援事業所 くるみ	○	○	-	080-4551-3892	三原市大和町大草 9061 番地
児童発達支援事業所 のぶき	○	○	-	080-4558-1845	三原市本郷町南方 1134 番地 1
放課後等デイサービス かえで	○	○	○	080-8243-0866	三原市宮浦四丁目 10 番 10 号
たけまる	-	○	-	(0848)61-5538	三原市円一町三丁目 10 番 3 号
ひこばえクラブ	-	○	-	(0848)66-5003	三原市沼田東町釜山 1651 番地 1
まあぶる三原校	-	○	-	(0848)64-6227	三原市宮浦三丁目 14 番 13 号
かぶこキッズ支援 スクール	○	○	-	(0848)85-0760	三原市本郷南五丁目 1 4 番 7 号
かぶこキッズ支援 スクール三原	○	○		090-3207-0760	宗郷 1 丁目 4 番 3 2 号
児童発達支援事業所 まりん	○	-	-	(0848)38-2565	三原市港町三丁目 6 番 2 9 号
こどもデイサービス はるの木	○	○	-	(0848)38-1174	三原市新倉一丁目 1 番 5 号
こどもデイサービス こもれ陽	○	○	-	(0848)38-1611	三原市明神二丁目 13 番 20 号
めいぶる三原校	-	○	-	070-5303-6227	三原市沼田東町釜山 1531-5

通所事業所の変更等は、担当の相談支援事業所におたずねください。